

## 東根市住宅用太陽光発電システム設置支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、太陽光発電の導入を支援し、地球温暖化の防止に寄与するため、住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）設置事業を行う者に対して、東根市補助金交付規則（昭和31年規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象システム 太陽光発電設備及び蓄電池設備
- (2) 事業完了の日 電力会社との太陽光発電余剰電力需給契約日

(補助対象システム)

第3条 補助金が交付される対象システムは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 太陽光発電設備 次に掲げるすべてに該当するものであること。
  - ア 東根市内において、自ら居住し、若しくは居住する予定である本市の区域内の専用住宅若しくは居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める併用住宅又はこれらの住宅に附属する車庫・物置等（以下「住宅等」という。）へ設置するものであること。ただし、既に本事業による補助を受けた住宅等を除く。
  - イ 低圧配電線と逆潮流ありで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（当該対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（キロワット表示とし、小数第2位以下を切り捨てた値）とする。以下同じ。）が10.0キロワット未満であること。
  - ウ 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、発生電力量計及び余剰電力販売用電力量計を基本とすること。ただし、これらの構成要素は、必ずしも単体の要素であることを要しない。
  - エ 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。
  - オ 太陽電池モジュールが日本産業規格 J I S C 8918又は J I S C 8939に定められた性能を満たすものであること。
  - カ 未使用品であること（中古品は対象外）。
  - キ 電力会社と電灯契約を締結していること。

ク メーカー等によるサービス及びメンテナンス体制が用意され、国内にアフターサービスの窓口を有するメーカー等の製品であること。

(2) 蓄電池設備 次に掲げるすべてに該当するものであること。

ア 前項の規定により補助対象となる太陽光発電設備の設置と併せて設置するものであること。

イ 再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるものであること。

ウ 公称の蓄電容量（単位はキロワット時とする。）が1.0キロワット時以上の蓄電池で構成されていること。

エ 未使用であること（中古品は対象外）。

オ メーカー等によるサービス及びメンテナンス体制が用意され、国内にアフターサービスの窓口を有するメーカー等の製品であること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 太陽光発電設備 太陽電池の最大出力又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか小さいほうの値（キロワット表示で小数第2位以下を切り捨てた値とし、4.0キロワットを上限とする。）に30,000円を乗じて得た額又は設置工事費のいずれか低い額とする。

(2) 蓄電池設備 蓄電池容量（小数第2位以下を切り捨てた値とし、5.0キロワット時を上限とする。）に20,000円を乗じて得た額又は設置工事費のいずれか低い額とする。

（事業実施の申込み）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着工前に次に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施申込書（様式第1号）
- (2) 対象システム設置工事着工前の屋根と建物の状況を示す写真
- (3) 対象システム設置場所の位置図・配置予定図
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要と認めるときは、事業実施の申込みを行った者に対し、工事請負契約書その他必要と認める書類の提示を求めることができる。

3 事業実施の申込みは、次条に規定する補助金交付の申請兼実績の報告を行う年度以前においても行うことができる。

（補助金交付の申請兼実績の報告）

第6条 前条の事業実施の申込みを行った者は、事業が完了した場合は、事業完了の日から30日を経過する日又は事業完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに次に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書兼事業実績報告書（様式第2号）
- (2) 対象システム設置工事着工前の屋根と建物の状況を示す写真。ただし、事業実施申込み時に添付したものから変更がない場合は、省略できるものとする。
- (3) 対象システム設置工事完了後の状況を示す写真
- (4) 電力会社との太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し
- (5) 対象システム設置場所の位置図・配置図
- (6) 対象システム設置工事費が確認できる書類（工事請負契約書の写し等）
- (7) 対象システムの設置に係る領収書の写し
- (8) 申請者本人の住民票
- (9) 納期が到来した納税証明書
- (10) 通帳の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項第9号に定める納税証明書は、事業完了の日の属する年度のものとする。ただし、9月30日までに補助金交付の申請兼実績の報告を行う場合は、当該年度の前年度のものとする。

（補助金交付の決定等）

第7条 市長は、前条の補助金交付の申請兼実績の報告を受けた場合は、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象システムの要件及び補助金の交付の条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金交付の決定を通知した後、申請者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（手続代行者）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、第6条第1項の補助金交付の申請兼実績報告の手続きを当該補助対象となる対象システムの設置工事を行う、若しくは販売する者（以下「手続代行者」という。）に対して依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続を、誠意をもって実施するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、第7条の規定による補助金交付の決定通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付対象者にした補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 市長に提出した書類に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正の行為を行ったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交付対象者が補助金を対象システム以外の用途に使用した場合など、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(協力)

第10条 市長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じて対象システムに関する報告等協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。